

## 函館市災害復旧資金利子補給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、次に掲げる災害によって被害を受けた者に対し、復旧に必要な資金の利子の補給を行い、もってその者の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

- (1) 恵山町において平成7年8月28日に発生した大雨災害
- (2) 南茅部町において平成10年9月16日に発生した台風第5号災害
- (3) 恵山町において平成12年10月1日に発生した大雨災害

### (利子補給の対象額等)

第2条 利子の補給は、次の各号に掲げる災害の区分に応じ、当該各号に定める期間内において、市長が定める融資機関（以下「融資機関」という。）と借り入れ契約等を締結し、融資を受けた借入金を対象として行う。

- (1) 前条第1号に掲げる災害 平成7年8月29日から平成10年8月28日まで
- (2) 前条第2号に掲げる災害 平成10年9月17日から平成13年9月16日まで
- (3) 前条第3号に掲げる災害 平成12年10月1日から平成15年9月30日まで

2 利子の補給の対象となる借入金の額は、次の各号に掲げる災害の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる災害 50万円以上1,000万円以下
- (2) 前条第2号に掲げる災害 70万円以上1,600万円以下
- (3) 前条第3号に掲げる災害 50万円以上3,000万円以下

### (利子補給金の額等)

第3条 利子補給金の額は、次の各号に掲げる災害の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1条第1号に掲げる災害 利子補給を受ける者が、毎年4月1

- 日から翌年の3月31日までの間に融資機関に支払うべき利子の額
- (2) 第1条第2号に掲げる災害 利子補給を受ける者が、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間に融資機関に支払うべき利子のうち、年3パーセントに相当する利率の利子の額（年3パーセント未満の場合は、当該利率に相当する利子の額）
- (3) 第1条第3号に掲げる災害 利子補給を受ける者が、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間に融資機関に支払うべき利子のうち、年1パーセントに相当する利率の利子の額
- 2 利子補給の期間は、次の各号に掲げる災害の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 第1条第1号に掲げる災害 2年以内
- (2) 第1条第2号に掲げる災害 2年以内
- (3) 第1条第3号に掲げる災害 13年以内
- （利子補給金の返還等）

第4条 市長は、偽りその他不正の行為により利子の補給を受けた者があるときは、その者に対し補給すべき利子の全部もしくは一部について補給をせず、または既に補給をした利子の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

（適用除外）

第5条 がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱（平成7年建設省住宅局長通達住防発第16号）に基づく補助金の交付の対象となるものについては、この要綱は適用しない。

（補則）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の編入の日において現に廃止前の平成7年8月28日発生大雨災害復旧資金利子補給条例（平成7年恵山町条例第17号），平成10年9月16日発生台風第5号災害復旧資金利子補給条例（平成11年南茅部町条例第3号）または

平成12年10月1日発生大雨災害復旧資金利子補給条例（平成12年恵山町条例第38号）の規定により利子の補給を受けている者は、この要綱の規定により利子の補給を受けている者とみなす。